

維持修繕業務委託に係る公募について

次のとおり受注者を募集します

令和8年3月11日

香川県広域水道企業団
西讃ブロック統括センター
所長 合田 貴憲

1 公募に付する事項

- (1) 委託業務名 水道維持修繕等対応業務委託（西讃ブロック統括センター）
- (2) 受託場所 香川県広域水道企業団給水区域内の西讃ブロック統括センター管理区域
- (3) 委託期間 令和8年4月1日～令和9年3月31日
- (4) 委託業務の内容 別添 水道維持修繕等対応業務委託（西讃ブロック統括センター）標準仕様書及び特記仕様書のとおり
- (5) 維持修繕工事の年間規模 令和5年度 990 件 令和6年度 1,025 件
- (6) 契約予定者数 1 者

2 応募資格

次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 香川県広域水道企業団物品の買入れ等に係る指名停止等措置要領（平成30年香川県広域水道企業団告示第3号）に基づく指名停止措置を現に受けていない者
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、次に掲げる者は、この要件を満たすものとする。
 - ① 会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者
 - ② 民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者
- (4) 国税及び県税の滞納がない者
- (5) 下記の要件をすべて満たすもの
 - ① 応募者（または応募者の会員）が、香川県広域水道企業団が発注した漏水修繕業務又は漏水修繕工事の実績を有する者。
 - ② 企業においては西讃ブロック統括センター管内に本社又は営業所があること。「組合等においては西讃ブロック統括センター管内で活動できること。」なお、法人格のない組合等については、定款又はこれに代わるもの、事業報告書及び決算書又はこれにかわるものによって、事業内容及び営業範囲が確認できる団体であること。
 - ③ 参加する組合、単体企業、代表者及び構成員が、本業務に参加する他の組合、共同企業体の代表者及び構成員でないこと。

3 提出書類

- 応募意思表明書
- 会社においては登記簿（企業団の入札参加資格名簿に掲載されている場合は不要）
- 漏水修繕業務又は漏水修繕工事の実績調書（契約書の写し等、履行が確認できる書類）
- 定款又は規約若しくはそれに代わるもの

4 応募方法

応募意思表明書を下記（応募・照会先）に持参又は郵送（期間内必着）により提出してください。
（受付期間）令和8年3月11日（水）から令和8年3月18日（水）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
（受付時間）8：30～12：00、13：00～17：15

5 応募資格者の決定

参加申請期限の翌営業日に資格審査を行い、資格審査後応募者に通知する。

6 見積りの提出及び契約

応募資格要件に適合した者に対し、企業団から金抜き設計書を提示し、見積徴収を行い、予定価格の範囲内で最も安価な見積書を提出したものを契約予定者とし、企業団が作成する契約書により契約を締結する。

7 電子契約の可否

可とする。

8 応募・照会先

〒768-0067 香川県観音寺市坂本町七丁目3番18号
香川県広域水道企業団西讃ブロック統括センター総務課（担当者：井下・佐藤）
電話番号：0875-25-5212 F A X 番号：0875-24-3080

9 その他

本案件は、令和8年4月1日以降で当該予算の執行が可能となったときにその効力が生ずる。